

平成 16 年 度 第 9 回 定 例 会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 16 年 月 8 月 11 日 (水) 午後 1 時 37 分
場 所 八王子市教育センター 3 階 第 3 研修室

第9回定例会議事日程

1 日 時 平成16年8月11日(水)午後1時37分

2 場 所 八王子市教育センター 3階 第3研修室

3 会議に付すべき事件

第1 第30号議案 八王子市公民館運営審議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について

第2 第31号議案 八王子市公民館運営審議会委員の委嘱について

第3 第32号議案 八王子市公民館条例施行規則の一部を改正する規則設定について

第4 第33号議案 平成17年度八王子市立小学校及び中学校使用文部科学省著作教科用図書並びに学校教育法第107条による教科用図書の採択について

第5 第34号議案 平成17年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択について

4 協議事項

- ・平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択について
- ・教育財産の取得について

5 報告事項

鹿島・松が谷地域 学校づくり・地域づくり連絡協議会における協議経過について

その他報告

第9回定例会追加議事日程

1 日 時 平成16年8月11日(水)午後1時37分

2 場 所 八王子市教育センター 3階 第3研修室

3 会議に付すべき事件

第1 第35号議案 平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択について

八王子市教育委員会

出席委員(5名)

委 員 長	(3番)	名 取 龍 藏
委 員	(1番)	小 田 原 榮
委 員	(2番)	細 野 助 博
委 員	(4番)	齋 藤 健 児
委 員	(5番)	成 田 一 代

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	成 田 一 代
学 校 教 育 部 長	坂 本 誠
学 校 教 育 部 参 事 兼 指 導 室 長 事 務 取 扱 (教職員人事・指導担当)	岡 本 昌 己
教 育 総 務 課 長	望 月 正 人
学 校 教 育 部 主 幹 (企 画 調 整 担 当)	鎌 田 晴 義
施 設 整 備 課 長	穂 坂 敏 明
学 校 教 育 部 主 幹 (学 区 等 調 整 担 当 兼 特 別 支 援 教 育 ・ 指 導 事 務 担 当)	小 海 清 秀
指 導 室 指 導 主 事	千 葉 正 法

生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当) 兼図書館長事務取扱	西野 栄 男
生涯学習スポーツ部主幹 (企画調整担当) 生涯学習総務課長	米 山 満 明
スポーツ振興課長	山 本 保 仁
学習支援課長	奥 野 光 孝
文化財課長	佐 藤 広
生涯学習スポーツ部主幹 (体育館担当)	福 田 隆 一
生涯学習スポーツ部主幹 (南大沢地区図書館・公民館担当)	柳 田 実
学習支援課主査	池 田 充 子
指導室主査	矢 崎 文 雄

事務局職員出席者

教育総務課主査	嶋 崎 朋 克
教育総務課主査	小 柳 悟
担 当 者	石 川 暢 人
担 当 者	後 藤 浩 之

【午後 1 時 3 7 分開会】

名取委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成 1 6 年度第 9 回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は

2 番 細野助博委員

を指名いたします。

また、議事日程中、協議事項、教育財産の取得については、案件の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 6 項及び第 7 項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。

それでは、それ以外の案件について、日程に従いまして進行いたします。

名取委員長 日程第 1、第 3 0 号議案、八王子市公民館運営審議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について、及び日程第 2、第 3 1 号議案、八王子市公民館運営審議会委員の委嘱についての 2 件は相互に関連しますので、一括議題に供します。

各案について学習支援課から説明願います。

奥野学習支援課長 ただいま上程されました第 3 0 号議案、八王子市公民館運営審議会委員の解嘱に関する事務処理の報告について、並びに第 3 1 号議案、八王子市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明を学習支援課の池田主査より行いますので、よろしく願いいたします。

池田学習支援課主査 ただいま上程されました第 3 0 号及び第 3 1 号議案について御説明申し上げます。

平成 1 6 年 7 月 3 1 日付で辞職されました八王子市公民館運営審議会委員の在任期間、平成 1 6 年 8 月 1 2 日から平成 1 7 年 9 月 3 0 日を任期とする委員について、新たに飯田勝氏を適任と認め、委員が欠けた場合の任期は前任者の残任期間とすると規定されている公民館条例第 1 3 条第 3 項に基づき、平成 1 6 年 8 月 1 2 日付で委嘱しようとするものであります。

今回の選任につきましては、推薦されておりました塩澤委員が社会教育委員の任期満了に伴う辞職によるものであり、同じ推薦母体から推薦を受けたところでございます。

委員について御説明申し上げます。

飯田勝氏は、八王子市社会教育委員に平成6年に就任され、その後8年間委員として社会教育発展のため活躍され、現在に至っております。また、八王子市立元八王子中学校PTA会長、八王子サッカー協会中学部白百合サッカークラブ中学部会長として、地域社会教育の向上のためにも御尽力されております。これらの活動実績を踏まえ、公民館事業運営に対し、幅広く御助言や意見をいただける公民館運営委員として適任と認め、委嘱するものでございます。

以上です。

名取委員長　ただいま学習支援課の説明は終わりました。

各案について御質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかに御質疑はないようであります。

各案について御意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第30号議案及び第31号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御異議ないものと認めます。よって、第30号議案及び第31号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長　次に、日程第3、第32号議案、八王子市公民館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について学習支援課から説明願います。

奥野学習支援課長　ただいま上程されました第32号議案、八王子市公民館条例施行規則の一部を改正する規則設定についての説明を学習支援課の池田主査より行いますので、よ

ろしくお願いいたします。

池田学習支援課主査　それでは、第32号議案、八王子市公民館条例施行規則の一部改正について御説明させていただきます。

まず改正の理由ですが、公民館及び生涯学習センター施設利用の申し込みについては、窓口・電話で受けておりますが、一般家庭でのパソコンの普及率が63.3%となっている状況から、より身近で便利に施設を御利用いただくために、インターネット・携帯電話（iモード、EZweb等）による申し込みを開始するものです。

次に、改正の概要ですが、現在は窓口・電話で受け付けをしておりますが、これに加え、インターネット・携帯電話（iモード、EZweb等）による受け付けを開始するものです。また、2月前の初日の受け付けのときに利用者が重複した場合、抽選を行っていますが、改正後は抽選申し込み予約期間を設け、予約期間中にインターネット・携帯電話（iモード、EZweb等）で申し込み、利用者が重複した場合はインターネットによる抽選となります。なお、公民館を利用できる者は、現行では社会教育活動を行う団体と規定されておりますが、改正後は社会教育活動を行う団体及び個人と定めるものです。

次に、改正の内容について御説明いたします。

まず改正の1つは、さきに御説明いたしました、申請できる者が社会教育活動団体から社会教育活動団体及び個人と利用が拡大すること、2つ目は、インターネット・携帯電話（iモード、EZweb等）による受け付けを開始することによる改正、3つ目は、インターネット・携帯電話（iモード、EZweb等）による施設申し込みをする団体は、使用日の3月前の10日から19日の使用の予約期間に予約申し込みができること、また、今回の改正により公民館と生涯学習センターの規則の整合性を図り、文言を整理いたしました。

以上が改正についての説明でございます。

名取委員長　ただいま学習支援課の説明が終わりました。

本案について御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御質疑はないようであります。

本案について御意見はございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員　前回は懇談会のところでちょっと言ったのですが、記録も残ることでしょうか

ら。

こちらの方はどんどん便利になることはいいのですが、同じ市の施設として持っている市民センターもありますね。いろいろと違うことは私どもも説明を聞いてわかっているけれども、やはり同じように申し込みがどんどん楽になるように。片やどんどん便利になって、片方はいまだかつて窓口に行かなきゃとれない。そのあたりのことはぜひ並行して便利になることを望んでおりますので、検討をお願いしたいというふうに思っております。

奥野学習支援課長 情報化時代の中におきまして、市全体としてもいろいろなOA化に取り組んでいる部分がございますので、また、全体的な部分で、今の御意見についても貴重な御意見ですので、ぜひ所管の方にも生かせるようにお伝えしたいと考えております。よろしく申し上げます。

名取委員長 よろしいでしょうか。

小田原委員 これは公民館に限らないけれども、ホームページみたいなのは持っているんですか。

奥野学習支援課長 持っています。

小田原委員 それは市民の皆さんが見て、最新のもので、かつ見て読めるものというふうに言えますか。

奥野学習支援課長 市のホームページの大きな見出しの中で、各所管あるいは公民館につきましても、情報を流せる部分につきましては、今回のシステムでも講座の情報あるいは、講師の情報、サークルの情報、そういうことを多岐にわたって流しております。それと、時間的な部分につきましても、最新情報が流れるように見直ししているところでございます。

小田原委員 うちのホームページ、今、全体の中でやっているという、教育委員会の方もあって、実際にばらつきがあるだろうと思いますけども、見ていただくというものというよりは、非常に事務的なものであって、読みごたえのあるものだというふうには思えないという話を伺っているものですから、今のお話のように見直していくと、常に検証していくという姿勢で臨んでいただきたい。これは学校のホームページも、去年のままだったなんていうのもついこの間まであったわけで、OA化を進めているという姿勢であれば、ぜひよろしくお伝えしたいと思っております。

名取委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようであります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第32号議案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　なお、ただいま2人の委員さんからお話があったこと、市民サイドに立った方法で考えていただきたいということをつけ加えておきたいと思います。

それでは、第32号議案については、そのように決定いたしました。

名取委員長　次に、日程第4、第33号議案、平成17年度八王子市立小学校及び中学校使用文部科学省著作教科用図書並びに学校教育法第107条による教科用図書の採択についてを議題に供します。

本案について指導室から御説明願います。

岡本学校教育部参事　第33号議案、平成17年度八王子市立小学校及び中学校使用文部科学省著作教科用図書並びに学校教育法第107条による教科用図書の採択につきまして、これから担当の矢崎主査の方から御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

矢崎指導室主査　それでは、第33号議案について説明いたします。

市内小中学校心身障害学級で使用する文部科学省著作教科用図書並びに学校教育法第107条による教科用図書の採択であります。

学校教育法第21条第1項では、小中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと定められています。一方、同法107条では、特殊学級においては、当分の間、同法第21条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第21条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると定められています。

検定済み教科用図書につきましては、別途に決定をいたしますので、この議案では文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び第107条を適用する教科用図書について案件となります。

小中学校の心身障害学級では、特別の教育課程を編制しておりますので、検定済み教科書を使用することが適当でない場合、学校でその子の発達に応じて選んだ教科用図書が別紙のとおりとなります。市ですべて購入して調査ということは難しい面がありますが、こ

の一覧表にある図書につきましては、文部科学省発行の平成16年度一般図書契約予定一覧に入っております。これは文部科学省で無償給与を行う図書を一覧としたものです。また、平成14年6月東京都教育委員会発行の心身障害教育教科用図書調査研究資料の中にほとんどの図書が含まれております。東京都教育委員会発行の心身障害教育調査研究資料につきましては、ただいまの文部科学省発行の契約予定一覧の中から東京都が調査研究を行ったものであり、市町村の教育委員会はこの資料を参考に、それ以外の図書も含めて調査研究の上、最も適切な図書を採択するということになっております。また、資料の中で平成17年度使用一般図書一覧というものがあると思いますが、これにつきましては、先ほどの文部科学省発行の平成16年度契約予定一覧表、これは全国で使用しているものですが、その中から比較的数量が多いもの、また、平成17年度契約が見込める図書を一覧としたものとなっております。

採択につきまして、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

名取委員長　　ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

名取委員長　　齋藤委員。

齋藤委員　　法的なことなので、ちょっと教えていただきたいのですが、107条のところに書いてある「当分の間」というのは、何のために書いてあるかよくわからない。何でこういう一文があるのか。

それから、今の説明で、この一覧の中から選べば無償ということだと思っておりますが、じゃあ、これ以外のところから選んだ場合の金額というものはどうするわけですか。何を選んでもいいということですね、大前提としては。

岡本学校教育部参事　　「当分の間」と使われている法令が幾つかございますけども、長いものでは、もう既に20年、30年たっているものもございますので、107条については、まだ内容的に国の方で改定の動きはございませんので、今後もこのような文言で書かれるというふうに考えております。

それと、16年度契約予定以外のところからということですが、16年度の契約予定一覧でありますので、これが発行されたのが昨年の12月ごろでございます。これ以外のところで選んで、こういうもので107条図書を選びましたということを経済部へ通知いたしますと、多分そのまま文部省の方でも17年度契約予定ということで、本年の暮れごろ

載るのではないかなと推測されますが。

名取委員長 先ほど無償になるということをおっしゃいましたけれども。

岡本学校教育部参事 これに載った場合はすべて無償になります。

齋藤委員 載らなければ。

岡本学校教育部参事 載らなければ、文部科学省の方で予算をつけられないということですから、無償の対象にはならないはずですよ。

齋藤委員 ですから、だれが出すのですか。どうしてもこの教科書としてこれを使いたいということになったときには、先生方があきらめるのか、どうするのですか。

岡本学校教育部参事 原則的には、今回学校の方から出されて採択されれば、予算がつくだろうというふうに思われますけども、予算がつかない場合にも、学校の方では学校図書という形で予算配分されますので、教科用図書以外の一般図書という形での活用は可能かというふうに考えております。

名取委員長 教科用図書として使えないのではないの。

岡本学校教育部参事 教科用図書としては使えませんが、補助教材という形で使うことは可能かというふうに思っています。

名取委員長 ほかに御質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 ほかに御質疑はないようであります。

本案について御意見はございませんか。

齋藤委員。

齋藤委員 そうすると、この一覧から、八王子の中の養護学級の先生方が教科用図書として望ましいものを選ぶわけですよ。その報告書が出てくると。それは配られた資料の中にはまだない。八王子市の先生が来年度選ばれているものの一覧表というのはどれですか。

矢崎指導室主査 議案の別紙に図書一覧ということであるかと思うのですが、これが八王子市の17年度一般採択予定の一覧表でございます。

齋藤委員 こちらは学級の先生が推薦して選ばれてきたと思いますが、それについては協議も何もせず、これを採択するという形できょう承認という話なのだと思うのですが、時間的なものがちょっと足りないのではないかなというふうに思います。

一般用の教科書の採択については、先生方から御質問を聞いたりとか、いろんな話を聞きながら、学校の中で何度も協議をしながら、きょうこれから決定するんだと思いますが、

障害者学級の方については、先生方と議論をするところがないという形は、少しやり方に矛盾があるように私は感じております。ですから、今年度今すぐどうこうというのは、時間的に間に合わないと思いますので、ぜひ次回に向けて、何か最善な方法を考えて聞きたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

岡本学校教育部参事　　ありがとうございました。今の御意見、いただきましたので、東京都の方からも情報を集め、また、近隣の市も情報をいただきながら、八王子といたしまして、来年度以降の採択について、方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

名取委員長　　はい、どうぞ。

小田原委員　　検討するというのはいいですけれども、心障学級の教科書の採択についてだけ考えるんじゃなくて、これからまた協議する一般の教科書採択についても同様のことが言えると思うので、これは1市だけの問題じゃないでしょうから、時間かけながら、全体的な教科書採択の問題として、指導室としても、私たちとしても考えていかなきゃいけないことだろうというふうに思っています。1つだけに絞らないということは、ほかの近隣市の動きを見ながらというふうな話になっていったときに、厳しい採択条件を付加するような形にならないとも限らないので、慎重に考えていただきたいことだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

岡本学校教育部参事　　教科書につきましては、義務教育諸学校において使用する教科書は、原則的には毎年度採択しなくちゃいけないという形になっておりますので、今年度は、来年度以降使います小学校の教科書について調査研究を行った上で、後ほど採択をしていただく形になっておりますので、中学校の教科書、それから、きょうお出しいたしました心身障害学級の教科書、それから、来年以降も毎年採択を行う小学校の教科書、3点をあわせまして、市としてどのような形で採択を行っていくか、今後、御意見をちょうだいしながら検討を深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

名取委員長　　細野委員。

細野委員　　毎年検討するということは、すごく大事だと思うのですが、それはなぜか、ということですけども。私が思いますのは、教科用図書について、今は選択の余地がないですね。つまり、国語とか算数、全部決まっていると。我々が選択するものは一般図書になるわけでしょう。そうしたら、毎年することの意味が何なのかということを考えてほし

いですよ。これは補助教材みたいなものですから、107条の教科用図書というのはそういうものだと思うけれども、毎年毎年市販で出ていますよね。そうすると、今こういう形で一覧表として出されていますけれども、新しいものがどんどんつけ加わるわけです。一覧表を何年も使うというのは、ちょっとおかしいから、毎年やるのだ、というふうに解釈してよろしいでしょうか、いかがでしょう。そこのところを少しお考えいただきたい。

岡本学校教育部参事　　今、議案の後ろにおつけいたしました来年度使う予定の一般図書の一覧は、昨年度のこの会で採択していただいたものとほぼ同じで、一部新しいものが入っているという状況がございます。その意味におきましても、来年以降、より子供たちの実態に応じた形で内容を確認していくか、そんなことも含めて採択について検討していかなくちゃいけないか、考えております。

細野委員　　私が質問申し上げましたことは、その話じゃなくて、なぜ毎年やる必要があるのかということ考えたときに、教科用図書というのは、選択の幅があるものと違いますよね。ですから、ここじゃなくて、一般図書を107条の教科用図書として選定するときに、選定される対象が毎年毎年違って来るから毎年やるということとして考えていいのか。いいとするならば、じゃあ、どれをこの中に入れるかと。一覧表の作成のメカニズムはどうなっているのか、あるいはこれを選択するときのプロセスはどうなっているのかということ、少し検討しなきゃいけないだろうということなのですよ。そこのところをどういうふうにお考えになっているかということをお聞きしたい。

成田教育長　　お手元の平成15、16年度心身障害教育教科書調査研究資料の4ページを見ていただきますと、最終ページにありますように、107条図書を使用する場合というように(4)で出てくるわけです。一連の上からの部分もありますけれども。ですから、今、委員さんおっしゃったように、各学校が本年度採用したものについて、それを使用するに当たっては、実践をしながら、次にそれ以外の図書も含めて各学校で十分調査研究を行って、本年度においてもこの中に入っていない部分について各学校から出てきているわけでございます。そして、その中には区市町村教育委員会がという部分がありますので、本教育委員会においても、これから毎年毎年各学校同様に十分調査研究を行って、最も適切な図書を採択というふうな方向を検討していかなければならないだろうと、そんなふうに事務局では考えているわけでございます。

細野委員　　さっきからの議論では、ここに書いてあるのは予算化されていないということですよ。これは無償じゃないでしょう。そうすると、私が申し上げたいのは、ここにな

いけども、これはテキストとしてふさわしいからといって先生方が推薦されたものもあるわけですね。それが翌年の契約予定一覧とか一般図書一覧の中に入ってくるのかどうか、そのお話をお聞きしたいのです。

岡本学校教育部参事 学校の方でことしお出しただいて採択したものは、先ほど申し上げましたように、原則的には文部科学省の契約図書の中に入れてまいります。それは間違いないというふうに思っております。ただし、どうしてもそれに入らないケースが出たとすれば、先ほど申し上げましたように、教科書として使えませんので、一般図書として学校の配当予算の中から図書室等に整備していただいて、それを学校全体で活用していただくと、そういう形になっていくだろうというふうに考えております。

したがいまして、ここにある一覧表以外にも来年また入ってくる可能性もありますし、今年度のを見ますと、ほとんどのものがこれまで学校の中で使っていて、使いやすいとか成果があるものが上がってきておりますので、廃版になる可能性もありますけども、総体としては、昨年度のものを参考にしながら採択していくような流れができれば一番よろしいかというふうに考えております。

細野委員 御説明いたしますけれども、ここに107条の教科用図書がございますよね。

その使用頻度とか、これは購入したけどほとんど使わなかったとか、そのあたりの統計、データというのをちゃんととっているのかな。それはどうでしょうか。

岡本学校教育部参事 統計的にはとっておりませんが、教科書として使われてございますので、学習指導要領に示された、小学校でいえば年間の時間数の中でそれぞれ教科の割り当てがございますので、その時間に対応した形で使用されているというふうに理解しております。

名取委員長 齋藤委員。

齋藤委員 ちょっと確認ですけど、つまりここに載っているものは八王子市が指導する障害者用の107条教科用図書ということでしょうか。それでまずよろしいですか。

矢崎指導室主査 今回の表の前段に文部科学省著作の教科書が何冊かございます。これは今、テーブルの方にお示しできますが、その下の一般図書と書いてあるものが107条図書になります。

齋藤委員 小田原先生にちょっとお聞きしたいのですが、私も誤解のないように自分の意見をはっきり申し上げておきたいのですが、障害者学級の先生方が推薦してきて、こういう教科書を使いたいということが出てきているわけですね。その先生方がおっしゃる

ことは、具体的にはわかります。1人に対して1冊という可能性も当然出てくるわけですから、大変になるということはわかります。1つ1つチェックはなかなか大変だ、だから現場の先生がこれを使いたいということを全面信頼して採択しようという考えですよ、基本的に。これからやろうとしている教科用図書も、現場の先生がこれを使いたいというのであるならば、その意見を重要視すべきだということを私は思っているわけです。

ですから、言い方を間違えますと、障害者学級の先生方ももっと協議会を厳しくしているというふうに進んでいくと、私の意見とははずれていくということとははっきり申し上げておきたい。私は現場の先生方の意見を重要視して、その子に対して一番いいようなものを先生が選んでくださっているのだから、それを全面的に信頼して使用しようとするのであるならば、私は一般の教科用の図書も現場の先生がおっしゃるようなことを最優先して採択していくという方法をとっていった方がいいという意見を言っているの、そこははっきりしておきたいと思います。逆な方向に進んでいかれると、ちょっと困ってしまう。よろしくをお願いします。

名取委員長 ほかにございますか。

ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第33号議案については、御説明のように決定することに御異議ございませんか。

なお、この件につきましては、通常学級、心身障害学級とも同じ方法で選定していただきたいという委員会の考えですので、その辺を今後に生かしていただければということをつけ加えて、原案に御異議ございませんか。

小田原委員 要するに、調査研究をして、全体権者である教育委員会が決定するということですよ。

名取委員長 そういう方向で考えていただきたい。

ということでよろしいですか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 御異議ないものと認めます。よって、第33号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長 次に、日程第5、第34号議案、平成17年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択についてを議題に供します。

本案について指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 第34号議案、平成17年度八王子市立中学校使用教科用図書の採択につきまして、担当の矢崎主査の方から説明をさせていただきます。

矢崎指導室主査 それでは、第34号議案について説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条によりまして、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとなっております。政令では、その期間は4年となっております。中学校の場合、前回の採択は平成13年度でありましたので、本年度は前年度の教科用図書を採択ということとなります。

以上でございます。

名取委員長 ただいま指導室の説明が終わりました。

本案について御質疑はございますか。

どうぞ、齋藤委員。

齋藤委員 ちょっと確認のために教えておいていただきたいのですが、4年に一遍採択があるわけですね。だから、毎年毎年こうやって一応確認をとっているということは、仮に教育委員会の中で、今、中学校が使っている教科書はおかしいじゃないかというような意見も通るのですか。

岡本学校教育部参事 4年前に採択されました中学校教科書は来年度まで使いますので、教科書会社等が仕事をやめたりとか、あるいは廃版になっているとか、そういうことがない限りは、基本的には同じ教科書が4年間使われるということが原則となっております。

齋藤委員 ということは、例えばこの教科書はもう廃版になってしまったと、それにかわる教科書をどうしようかということを考えるために毎年一応諮っていると、こういう判断ですね。4年に一遍じゃなくても、毎年毎年こういう資料が出てくると。

岡本学校教育部参事 この件につきましては、先ほど申し上げましたように、法的に4年間は使うものという形になっておるのが原則でありまして、なお、授業数を東京都に報告する関係等もございまして、毎年教育委員会の方で採択すると、そのようなシステムになっております。そして、さらに、先ほども挙げましたように、廃版等がありました場合には、その教科書については新たに採択し直すという形が通常とられている形でございます。

齋藤委員 どうもちょっと説明がしっくりきませんが、本当に廃版になったときのたのめことなのですか。大前提というのは、4年に1回、見直しはする。でも毎年毎年、例えば

社会科の教科書は不適切だというような意見も言えるシステムになっているわけではないのですね。どこかで教科書が使用不可能になった場合のみ検討するというためのものですね。

岡本学校教育部参事 例として廃版等についての例をお出しいたしましたけれども、そのための毎年の採択ではございません。

小田原委員 法律では毎年採択しろとは言っていないけれども、施行令の方で今、室長がお話ししたような廃版という言い方じゃなくて、この教科書が発行されなくなったらばと。施行令の第2項で言っている部分が今、室長が言っているわけなので、中学校は3年間だから、何で4年なのかとか、それから、毎年採択すると言っているながら、4年ごとに改定したときに、その年度からもし教科書が変われば、2年生、3年生は違う教科書になるという、そういう不合理というのは私はあると思っているのですけどね。法律も含めて、全国的に考えなきゃならないことがあるだろうと私は思っているのですよね。疑問に思っているのはそういうところじゃないでしょうかね。

齋藤委員 そのこのところをちょっとお伺いしたいのですよね。時代の流れによって、例えば私が採択の年じゃない年に読んでみたらば、どうもおかしいじゃないかという意見も言えるのですか。今の室長の話だと、それは言えない。つまり教科書がどうしても使用できなくなっちゃったときに、次の教科書を採択する会議を持っているために毎年やっているというふうに私は聞こえるのですよね。こういう業者は存在しているけど、どうしてもこの教科書はおかしいぞという意見は言えないのか、ということを質問したいんです。

岡本学校教育部参事 平成13年以前は3年ごとの採択になっていたものが1年延びて4年ごとになりました。これは一定期間教科書を使用する中で使ってみて不都合が出て、いろいろな意見が出ますけども、それを4年というスパンで見直していこうという形で1年延びたと。これが時代によっては、ひょっとしたら毎年となるかもしれませんが、今の時代の流れの中では、4年に1回採択を行うという方針が国の方で示されたらと、その中で私どもは事務的に進めていると、そういうふうに解釈しておりますけど。

齋藤委員 どうも私の理解力が悪いのか、質問のキャッチボールがうまくいっていないような感じがするのですけれども。つまり14条を読む限りにおいて、毎年しなければならないと書いてある以上、例えば私が今ここで、社会科で使われている中学校の教科書はちょっと納得できませんと意見を言ったら、どうなりますか。

小田原委員 納得できないというふうに言ったら、その前の年に採択して3年目に入った

ものだから、採択しないという、変更はできませんという返事はできないのです。法律では毎年というふうに言っているけれども、下部法令であるところの施行令で、刊行されなくなった場合または文部科学省令で定める場合において新たに採択する場合が起こったときに可能だということを言っているだけなのですよね。多分変えたいというふうに思うことがあったとしても、今の段階ではできない、それが今の決まり、法律だと。室長が答えているとおりだということですね。

齋藤委員　それが今の決まりであるならば、理解しました。そんなところを何度か聞いていたのですけれども、今のところ別に私どものところではないわけで、ただ、これでもし何か起きたときには、決まりを変えていかなきゃならない提案を出さなければならないということになりますね。じゃあ、そういうふうに理解いたします。ありがとうございました。

岡本学校教育部参事　1つ追加します。当然、学習指導要領が改定になれば、教科書は新たに採択する必要がございます。

小田原委員　それが文部科学省令で定める場合だね。

岡本学校教育部参事　はい。

名取委員長　ほかに御質疑はないようであります。

本案について御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第34号議案については、説明のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御異議ないものと認めます。よって、第34号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長　次に、協議事項、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書採択についてを議題に供します。

本日は、第7回、第8回定例会において、意見集約をした各委員の選考状況の集計結果を参考に協議を行うようにしたいと思います。協議をした結果、了承が得られたところから議案書を作成し、提出していただくということにしたいと思います。議案作成の際に少

し休憩を入れさせていただきます。

それでは、事務局は意見書の集約の結果を各委員に配付してください。

〔集計結果配付〕

名取委員長　それでは、協議に入りたいと思います。

この集計結果を見ますと、意見がほぼ一致している種目や意見が分かれている種目があります。

それでは、各種目について選定していきたいと思います。

まず国語については、教育出版を3名が推していますが、ここについて御質疑、御意見はございますか。

できれば5人の委員さんの一致を見て決めていただきたいと思います。万一やむを得ない場合には多数決になることも仕方ないかと、このように考えています。

どうぞ御意見をお願いします。

齋藤委員。

齋藤委員　前回の事例で入れたものの結果を見ながら、いろいろと考えるところもあるんですけども、全体的に言えることですので、総体的なところで意見として聞いていただければと思いますけれども、どっちかわからないということが私には非常に多かったです。こちらかな、こちらかなというようなことで、非常に悩んだところがたくさんありました。ですから、どうしてもこれだと、ここはどうしても譲れないというようなものについては、私は強い意見は持っておりません。先ほどから発言させていただいていますが、現場の先生方の意見がなるべく通っていけばいいなというふうには望んでおりますけれども、すべての教科書でそれなりにメリット、デメリットがあることは間違いないなというふうには私なりに読み取った次第です。

ちなみに、国語に関してちょっとお話しさせていただければ、八王子のことが書かれている教科書というのが1社あったのですが、それだけにこだわってはいけないというようなことはわかるのですが、全国版の中でも1社だけですから、できればそれがというふうに私はちょっと思いましたが、ただ、どの教科書にも1票、1票、3票と入ったわけですが、東京書籍、学校図書、教育出版という3社であるならば、私はよろしいかなというふうに思います。

小田原委員　今、齋藤さんが全体的なことと言えることだというお話がありましたけど、全体的なことからいえば、1つは、教科書のとおり教えるというのがあるって、子供

たちの状況に合わせて先生方が工夫しながら教えていくものですから、教科書だけで授業をしているわけじゃないと思います。だから、子供たちの状況だとか、あるいは表題そのものの並べ方とか、いろいろなことが考えられなければならないだろうと。

したがって、検定に出ている教科書というのは、指導要領にのっとっているものでしょうし、それぞれの考え方で並べられているだろうというふうに理解します。その点で、使い勝手が悪いものもあれば、中身が高度ではないかというふうに言われるものもあるだろうと思いますが、総じて、それほど差はないというふうに言っているのではないかと。そういう点では、どれをとっても構わないといえば構わない。だけれども、比較しながら、こういう教科書を使ってほしいなというふうな観点で自分なりに考えています。

国語でいえば、今、現場の先生方の御意見を尊重するというお話がありましたけれども、例えば東京書籍なんかは一番最初のところに拗音が出てくるみたいな言い方で否定された部分はあったけれども、例えば生活科の教科書を見たって、ほかの教科書を見たって、最初のところに出てくるのが拗音だったり、濁音だったりするなんていうのはあるわけですから、それほど考えなくていいことだろうというふうに思います。

ただ、東京書籍と教育出版は、教師がどう教科書を使っていくかという観点で編集されているように思いました。ほかのところは、教科書主導型というふうに言えるわけで、そういう点からいえば、教師が主体的に使っていける教科書として教育出版あるいは東京書籍、どちらかでいいだろうというふうには思います。

成田教育長 私も教科書をずっと読ませていただきました。たしか学校の先生方の希望というようなものもございましょうとは思いますが、要は今後、国語という教科書においては、物語においても豊かな夢を育てる文学作品であったり、あるいは生き方というようなものを大変大事な扱った物語が各社で研究されてきているというふうに私は読み取りました。その中で、特に学習のまとめ、あるいは自分の国語力がどういうふうに成長したかというような振り返りの部分がきちんと載っていたり、あるいは発展の扱いについて、言葉について具体的にどのように評価できるかというような面で、教師も子供もこの教科書を一緒に使っていけるという部分について、私は教育出版の教科書は随分研究されているというふうに思っています。もちろんその他、東京書籍、学校図書あるいは大阪、光村についても研究の余地は認めることができます。

以上です。

細野委員 国語もそうですけども、大体みんな全会一致というのはほとんどないですね。

ということかという、これはすべての教科書がある水準以上のものであるということ
を証明しておりまして、それぞれ教育委員の学識とか価値観というものがあって、例えば
3対2だったり、4対1になったりということだと思ふのです。ですから、どちらでも
いいのでございますけれども、あえて多数決いたしますと、3人あるいは4人の方々が一
致したということは、八王子で指導することに際しては利点も一致していることだし、
すぐれた教科書として皆さんが推薦されたということによろしいかと思ふのです。

ですから、私は、各教科について、単純に多数決、つまり3対1、1とか、3対2とか
いう形であっても、3人以上の御推薦があれば、それを採択すべきではないかなというふ
うに思います。

名取委員長 そうしますと、国語については、教育出版がたくさんの委員さんから推薦を
されているということで、これを基本に考えていってもよろしいでしょうか。

齋藤委員 今回の細野先生の意見を受けて思いますけれども、私はどうしてもこっちの会社
がいいけれども、多数決でしょうがないからそうしたという感覚というのは、やっぱり一
番まずいところですね。はっきりと申し上げておきたいのは、今、票が入っている3社は
甲乙つけがたいという、ですから、こっちだと思ふけどしょうがないからこた、という
ことではないという、細野先生も同じ御意見だと思ふのです。教育委員が真剣に論議し
て考えて、こちらでもこちらでも甲乙つけがたいのでいいでしょうという形で納得して採
択したということをはっきりさせなきゃいけないところですね。

ですから、先ほど細野先生の中に、あくまでも多数決で3対2といっても、もし私が2
の方に入っていて、どうしても納得できないというところがあれば、私はもしかしたらと
ことん食いつくかもしれません。そのところは御理解いただきたいですね。少なくとも
国語に関しては、3票入っている教育出版で私も同意いたします。仕方なくということは
全くなく結構だと思います。

名取委員長 ほかにございますか。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長 それでは、国語については、教育出版を選定したいと思います。

続いて、書写については、光村図書を4名が推していますが、光村図書について御質疑、
御意見等、ございますか。

齋藤委員 これは私が発言するしかないと思うのですが、学習図書に1票入れているのは

私ですけれども、書写も私なりに真剣に読ませていただいて、平たく本音を言わせていただきますと、私もいろいろと見た中で、光村の方が私だったら使いやすいかなというふうには思ったのです。ただ、先生方からの報告書を読みますと、学図の方がすぐれているというように私は読み取れましたので、あくまでも初心を貫いて現場の先生方の意見を1票入れたというところだったのですね。ですから、私個人の考えでは光村で、私自身もそう思ったので、ほかの先生方もそうなのだなとむしろびっくりしましたがけれども。

1つこのところで、今後教科書採択をしていく上での問題点にもなるかと思うのですが、今回各部署の先生に席についていただいて、いろいろ説明を聞いたのですが、書写について、なぜ学図になったのかというのは、報告書の中からもちょっと読み取りづらかったというのは本音としてあります。ですから、次回考えていただくならば、何かわかりやすい方法を模索していった方がいいような気がします。今回のやり方ですと非常にわかりにくかったという感想があります。特に書写については、悩んじゃったというところがあります。ですから、次回に対しての反省点として、先生方も苦しめないで済むような、すっきりした形が出ればいいなというふうに思うのですけれども。ちょっと書写の方は悩みました。ですから、私も光村の方で結論的には結構でございます。

小田原委員 齋藤さん、大変悩まれたのは、国語の教科書を使っているのにあわせて書写の方もという話もあったと思いますね。その理由は、書写の時間というのは、国語の時間の中に組み込まれてくるという話ですね。先生からお話を聞いた中で、十分検討して、書写の場合には違った形であらわれてきたという点で、それでいいことだというふうに考えていいと思いますね。先生方に調査検討をお願いしていく項目をまたこれから考えて、私たちが再考しやすい形に改めていくことは必要だろうというふうに思います。

成田教育長 前回、私も検討委員会の方に申し上げましたけれども、書写につきましても、きちんとした調査研究をさらに次回はしていただいたり、あるいは次年度から国語と書写の教科書は出版社が変わりますけれども、それぞれの先生あるいは学校の実践でお互いに研究されたり、情報を交換されたりしていく必要があるだろうと、そんなふうに思っております。先生方には御苦労でしょうけれども、またよろしくお願ひしたいと思っております。

名取委員長 ほかに御意見等ないようでありますので、書写については、光村図書を選定いたしたいと思ひます。

それでは、次に、社会科については、東京書籍を推している委員が多いようです。社会

についての御質疑、御意見をお願いしたいと思います。

細野委員 東京書籍で3名ですけれども、先生方の中で、よく工夫されている洗練された教科書であるけれども、学習の事例等で八王子のことが書いてないので、親しみがわかないと書いてあります。確かにそうかもしれませんので、できましたら、副読本というものを少し工夫していただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。

齋藤委員 私も実は順番をつけたときに、社会科の東京書籍が教育出版で非常に悩みました。恐らく他の委員の先生方も同じようなことで悩まれたかと思うのですが、5社の中で、東京書籍は情報量といたらいいのかな、内容が多かったように私は感じましたね。内容が濃いというか、量が多いというか、情報量が多かったという。問題は、そこをメリットとするのか、デメリットとするのかというところで私は悩んだのですけれども、つまり情報が多過ぎて、先生方が教えるのが大変なのかなと。逆に情報がたくさんあった方が広げられて使いやすいのかなというところで私は悩みました。正直申し上げまして、私は情報量が多過ぎる方がデメリットなのかなというふうに思ったので、私は教育出版の方に1票入れましたが、ここは非常に悩みました。ですから、他の先生方が、情報量が多いことはメリットととるのであるならば、それはそれで私の意見としても遠くない。それがいい方に行くのか、悪い方に行くのか、悩んだのですよね。ですから、東京書籍の方にもし決まるのであるならば、ぜひ現場の先生方は情報量をうまく生かしていただけたらというふうに思います。

小田原委員 情報量が多いということは、社会科と理科の場合には教科書としての1つの大事なポイントだろうと私は思っています。

成田教育長 私は、情報量も含めて、社会科にとって大切なキーワードというのは知育だと、そんなふうに思っています。

それから、もう1つは、情報量というふうに一括して先ほど委員さんの方から言われましたけれども、では、発展的な学習教材はどちらが豊富かと。私もこの2社について非常に悩んだところですので、そういう観点から見てもみたら、私どもがこれから求めていく方向性としては、教育出版の方が豊富であったり、あるいは児童の興味・関心を高める努力がされているだろうなというふうなことを考えました。

ですから、他の委員さんのお考えも踏まえながら、現在使っている、あるいはこの教科書のよい部分、地域を大切に扱った部分、こういう特質的な教科の内容をよく踏まえながら、子供たちの興味・関心を高め、学習意欲を高めていってもらいたい、そんなふうに思

っているところです。

細野委員　ちょっとつまらない話を1点つけ加えさせていただきたいのですが、今のまま3対2であると、東京書籍の方に恐らくなっていくだろうと思いますが、私、自宅で社会科の教科書を全部読んでおりました。隣でたまたま大学生の娘が見ておったのですが、東京書籍の教科書にはアニメのキャラクターが使われているのですね。ドラえもんが使われていますけれども、ドラえもんというと、子供から大人まで、だれもが御存じのキャラクターだと思うのですね。その中で、女の子の静ちゃんがいるわけですが、子供たちはそういうアニメが出てくると、そのアニメの吹き出しというものを真っ先に見ると娘が言うのですね。そうすると、変な話ですが、静ちゃんという言葉が、どちらかというと男言葉なのです。静ちゃんじゃないのです、発言が。かなり子供はショックを受けるだろうと娘が言っていました。私もなるほどなと思って、実は先日、立川市の方でも今、教科書採択をしております、それを傍聴してきたのです。私、傍聴席で聞いておりましたら、立川の教育委員の中でも女性の教育委員の方が同じ発言をしていたのでびっくりしたのですけれども。こういうアニメの取り扱いというのも少し気を使っていたきたい。だから、こちらの方でもし決まるのであるならば、先生方にちょっと気を使っていたきたいなというふうに思います。小さい子供たちが読んだときに、なんかおかしいなと違和感があるかもしれません。余計なことですけど。

名取委員長　ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら、社会については、東京書籍を選定したいと思いますが、よろしいですか。異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　では、全員一致ということで、東京書籍を選定したいと思います。

続いて、地図については、全員帝国書院を推しています。地図について御質疑、御意見等ございましたら、お願いします。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　これは全員一致ということですので、地図については、帝国書院を選定したいと思います。

算数については、各委員の選考が分かれております。算数についての御質疑、御意見を

よろしくをお願いします。

細野委員 何対何ですか。

名取委員長 先ほどの社会科と同じように、3対2です。

どうぞ。

小田原委員 算数の場合は、それぞれ特徴があって、開きというのか、差が大きい教科書になったというふうに思います。そのためにいろいろな観点から分かれてくるだろうというふうに思ったのですが、ここに示されたように、学校図書、東京書籍というふうに絞られてきたところでいえば、扱っている問題の数が多或少ないというのははっきりしているんですね。私は、算数や国語の場合には、教材数は少なくても問題を精選している方が先生方はやりやすいだろうというふうに思ったのですが、一方でその場合には先生方の力量というのが問われてくるわけで、そこで差がついてくるとまずいかなという点では、問題量の多い学校図書の方がいいというふうになるのかなという感じがしますね。

細野委員 私は東京書籍と学校図書を比較したのでありますけれども、この間、先生方のヒアリングもお聞きしましたが、どのあたりから算数が好き、あるいは嫌いというのが出てくるのかとお尋ねしましたら、3年、4年でしょうというふうに現場の先生方はおっしゃったのです。

東京書籍と学校図書を見ますと、東京書籍につきましては、現行の教科書と同じだけでも、全体のページ数が3年、4年でそれぞれ24ページ、34ページ出ているというようなこともございます。これに少し引っかけたですね。それから、次に、学校図書の方を見ますと、例えば構成及び分量を見ますと、児童の発達段階について十分に配慮していると。単元としてもチャレンジというのがある、ゲーム性もあって、興味深く学習してくれると書いてありましたけれども、現場の先生方がそういうふうにお考えになるということからすれば、学校図書の方が順当かなというふうに思いました。

名取委員長 学校図書ということで意見が出されています。

ほかによろしいですか。

ほかには御意見がないようでありますので、算数については、学校図書を選定したいと思います。

理科については、大日本図書を3名が推しています。理科について御質疑、御意見を願います。

3人と1人、1人ということですけど、どうぞ。

小田原委員 これも比較して、特に東京書籍と大日本というのは、どちらかと迷う教科書だと私は思ったのですが、こちらをとると、あちらがということが言えるわけですね。構成の上でいけば、例えば何年生でしたか、命を扱うときに動物、人間、植物を並べている並べかたとか、物質の場合の並べ方とか、くっつけている。理科の場合には週2時間程度だと思しますので、飛び飛びになっていて、しかも、時期がずれてくるとやりにくい部分というのがあるかなというふうに思うので、そういう点で、東京書籍がいいだろうというふうに思いますけども、説明の仕方とかまとめ方とかという点、あるいはこれは3年生あたりだと思いましたがけれども、変態の場合なんかには、きちんと言葉を挙げているという大日本という、理科の点でいえば、そういう中身的な部分ですが、情動的な部分では大日本ということで、そちらの方を採用するという点では、私は構わないと思います。

名取委員長 大日本ということで御意見が出ました。

齋藤委員、どうぞ。御専門ですから。

齋藤委員 私もすべての教科を読んだ中で、これだけは絶対だなと思ったのは理科だけです。私なりに読んだ中では、今、小田原先生もおっしゃったように、完全変態とかという変態のところなども非常に詳しく取り上げている。あと、いろんなコーナーに分かれるところがそれぞれ分野を丁寧に書いているなというようなことで、私は自信を持って大日本図書に丸をつけました。

成田教育長 私はやはり教科書の中で選んだのは、基礎・基本の定着をしっかりと図ろうという姿勢で、子供たちの興味・関心を引き出す発展教材、それが子供の身近な生活に結びついている、こんなふうに考えましたので、大日本図書でよろしいかと思っております。

名取委員長 ほかに御意見ございますか。

ほかにないようであります。

理科については、大日本図書を選定したいと思います。

生活について、日本文教出版の評価が高かったようです。生活についての御質疑、御意見をお願いします。

これもただいまの理科と同じように、1人、1人、3人ということで、日本文教出版が強いです。

小田原委員 生活科というのを考えたときに、これはこの間の検討委員会からの報告が出たときにもお聞きしたのですが、先生方が非常に苦労して、自分たちで教科書をつくっていくというようなことをやらないと成り立っていかない難しい教科だというふうに思いま

す。1年生、2年生の理科・社会的な部分をひっくるめた生活ですよね。そういう点では、先生方が自分たちで授業を方向を組み立てていく方向づけをしている教科書としては、一橋出版だろうというふうに思ったわけですが、これも先ほどの算数と同じように、先生方の力量が問われてくる教科書になっちゃうというふうに思いますので、手早くなくちゃいけませんけれども、子供たちの材料として教科書を選ぶとすれば、日本文教出版ということになるだろうと思いますけれども、このどちらでも私は構わないというふうには思っております。

成田教育長 日本文教出版、これについては、現在使われている教科書とはまた違ってあるわけですがけれども、今、私たち大人社会も必要としている友人関係ですとか、あるいは他者との関係ですとかそういうものを避ける、あるいは自分の世界に閉じこもりやすいという現状の中であって、何が必要なのかということで、人とのかかわりを大事にしながら、個人については自尊心を高めていくというような部分が共通に取り扱えるという部分を私は評価させていただきました。

以上です。

齋藤委員 私も一言つけ加えさせていただくと、私も文教の方に丸をつけさせていただいたんですが、今は本業で建築の方に携わっておりますので、日本文教の生活科教科書が一番道具の使い方を図解して、丁寧に2ページにわたって書かれていたなという感じはするんですね。生活科というのは、私たちがいるときにはなかった教科ですけれども、生きていく上で広い勉強なのだろうなというふうに思いますけれども、ぜひこのあたりの教科書をうまく利用させていただいて、道具をうまく使えるような、また、うまく使わないとけがをするというような怖さも教えていっていただきたいなというふうに思います。

そういった意味からも、この教科書がいいなというふうに私は思いました。また、点字のことなども非常に立体感があって、さわったときにわかりやすいつくり方がされているなというふうに感じました。私も文教で結構です。

細野委員 生活科は東京書籍を選びました。なぜかということ、私は東京書籍が学校生活に楽しみがある、あした学校に行きたいなという視点というものを工夫しているじゃないかなというふうに思いました。ただ、生活というのは、社会と理科を複合したような形ですね。そういう中で見れば、バランスとしては日本文教出版の方がいいかなというふうに少し考えを変えてみました。そうすると、これは4対1になるかな、というふうに私は思います。

小田原委員 東京書籍は、学校生活がリフレインで出てきますよね。人々のつながりとい
いますか、これは大事なことだと思いますね。先ほど細野さんから副読本の話がありまし
たけど、生活科においても、八王子なり、あるいは学校、地域の副読本を先生方はぜひ工
夫して行ってほしいなと思います。

名取委員長 ほかに御意見ございますか。

それでは、生活については、日本文教出版を選定したいと思います。

音楽については、教育芸術社を4名が推しています。

音楽について、御質疑、御意見等ございましたら、お願いします。

意見もないようでありますので、音楽については、教育芸術社を選定したいと思います。

図画工作については、日本文教出版を4名が推しています。音楽と同じ数だと思います。

図画工作についての御意見、御質疑ございましたらお願いします。

これも圧倒的ということで、よろしいですか。

特別御意見等ないようでありますので、図画工作については、日本文教出版を選定いた
したいと思います。

家庭科については、同じく4名が東京書籍を推しています。

家庭科についての御質疑、御意見等ございましたら、お願いします。

齋藤委員 これも私、少数派で開隆堂にしたのですね。なぜかというと、1つは東京書籍
は結構環境にウエートを置いていまして、開隆堂では経済だったと思うのですね。どっち
をとるか、どちらでもいいと思います。この決定は限りなく5に近いというふうに考えて
結構です。ただし、経済の勉強を少し出してほしいと思いますね。

小田原委員 私も齋藤先生のとおり、いいと思いますね。ただ、ご飯も5年で扱っていた
と思うのですね。検討委員会の方では、6年の方がいいという話で否定的な意見になっ
ちゃったけれども、そういう難しい部分は早いうちにやることでいいと思いますけれども、
総合的に見てよろしいだろうというふうに思います。

齋藤委員 これもちょっとつまらないことかもしれないのですが、東京書籍だけがサイズ
が大判なのですね。結果的に私は東京書籍に入れましたけれども、ほかの教科とも大き
さがそろわないと、ランドセルに入れるときに問題があるということで、ほかの教科では非
常にマイナスだと判断していたような気がするのです。家庭科ということで大きく見やす
い方ということがあるでしょうけれども、一概に教科書の大きさがマイナスポイントにな
るとは私は思っていないですね。だから、次に行くときに、余り大きさにこだわる必要性

はないのではないかなというふうには思います。

ですから、私も家庭科についても東京書籍が、他の教科と全部あわせても、恐らくこれだけが大きさが違うと思いますね。これが今選ばれると、教科書の中で1つだけぼんと飛び出たという感じになるかと思いますが、あえて私はそれでもいいということで1票入れましたので、今後の採択の中で大きさというのは余り気にする必要はないかなというふうに私は思います。

小田原委員 大きさを決まってもだめだと思いますね。今、変形A4の形ですが、いずれA4になっていくだろうというふうに思います。それから、もう1つは、形の上で、例えばインデックスがあるのが傷みやすいとか、そういう点でマイナス要素になっていたけども、それも余り考えない方がいいだろうというふうに思います。

成田教育長 私は、家庭科の教科書の特異性といいますか、独自性といいますか、特色のある教科書でなければならないと思っています。今、大きさが言われましたけれども、書き込みができたり、あるいは後で自分の教科書とノートという一体化した学習の跡が残るという点では、生活の中で今後使っていけるだろうと、そんなふうに考えました。ですから、大きさについても何の問題はないだろうというふうに思いましたし、より大事なことは、これから家庭生活を楽しむというライフスタイルが求められるだろうというふうに思ったときに、子供たちが家族の一員としてよりよく家庭生活をしていくという目標を学ぶには大変よい教科書だろうと、そんなふうに考えております。

名取委員長 よろしいですか。

ほかに御意見もないようでありますので、家庭については、東京書籍を選定したいと思います。

保健については、全員学習研究社を推しています。

保健について、御質疑、御意見ございましたら、どうぞ。

御意見等がないようでありますので、保健については、学習研究社を選定したいと思います。

以上をもちまして、全種目の選定が終了いたしました。

それでは、今までの協議を踏まえて議案の作成をお願いしたいと思います。

なお、委員さんから意見がございました、今後の選定あるいは採択等については、さらに検討していただきたいということと、もう1つは、副読本の作成あるいは充実も考えていっていただきたいと、このような意見が出ましたので、指導室の方ではよろしく取り計

らっていただきたいと思います。

齋藤委員 最終的に一言つけ加えさせていただきたいのですが、各部会からの報告書をよく読みますと、こちらの教科書がいいだろうと推されていると読み取れるものがたくさんあります。それを加味しながら、ただ、余り影響されないようにと、今回私は私なりに本当に、睡眠時間を減らして目をこすりこすり読ませていただきました。非常にいい勉強をさせていただきましたし、最後の方は結構楽しくなってきちゃったりして、真剣に読みました。ですから、先生方がこれを使いたいと推してこられた報告書と今の結論が仮にずれたことになったとしても、恐らくすべての委員さんが真剣に悩み、考えて採択したということだけは先生方にぜひ理解していただきたい、そのことを議事録に残しておいていただきたい。変な教科書を教育委員の方から押しつけられた、みたいなイメージがあっては絶対にいけないと思うのですね。本当に子供たちのことを真剣に私は私なりに考えた票を入れさせていただいたつもりでありますので、そのことはぜひ御理解していただきたい。先生方にもぜひいい活用をしていただいて、いい授業をしていただいて、いい教育を行っていただきたいということを切にお願いしたいということを議事録に残していただきたいと思いますね。

今回、真剣に私なりに悩んで教科書採択に参加させていただきました。本当にいい勉強をさせていただいて、ありがたかったです。ぜひよろしくお願ひいたしますと一言つけ加えさせていただきたくて、述べさせていただきました。

細野委員 それにつけ加えさせていただきたいのですが、先生方がこれだけ研究報告書を出してくださいまして、それに対しては大変敬意を表したいと思います。

もう1つは、なお、研究報告書の水準を少し上げていただきたいと思います。各教科の教科書を研究する機会、それから、場所、そのあたりの便宜を先生方にもう少し図っていただきたい。我々も選定に当たりましては、研究報告書の現物と同じぐらい、十分検討させていただきました。したがって、来年度、中学校の選定に当たっては、今回の小学校の研究報告書をつくる段階でいろいろな御意見が先生方から出たと思いますので、それを少し御検討なさって、来年につなげてほしいというふうに思います。

名取委員長 今の件について、こんな意見もございました。ぜひ検討期間中は、センターは勤務時間が終わった後も先生たちが来て、実際に手に取って教科書が見られるようにしていただきたい。少なくとも9時や10時ぐらいまではセンターをあけていただきたいというような、こんな委員の考えもございましたので、その点についてもつけ加えさせてい

ただきたいと思います。

齋藤委員 済みません。もう1点、前回の懇談会の際にも、委員さんからも同じ意見が出ていたと思いますが、部会の選定協議会の方からも、今回の選定に当たって、ここはよかったのか、ここはもう少しこういうふうな改善をしてもらいたいとか、次回の選定に向けて、よりよい方法をとっていくにはどうしたらいいかという御意見を現場の先生方にもいろいろ聞いた方がいいと思うのですね。それは皆さん同じ意見だと思います。ですから、そのあたりも報告書みたいなものを出していただけるような、目の届くような判断を考えていただいて、次に生かしていけたらと思うのですけれど。ぜひよろしくをお願いします。

成田教育長 委員さんの方からたくさんの御助言をちょうだいしました。事務局といたしましても、教科書採択にかかわる要項等々の流れにつきましても、今後研究する必要があると考えておりますが、研究の時期ですとか、見本数ですとか、そういう部分に終わらずに、先生方にも教科書オンリーで指導していくというようなことでもない努力をされていらっしゃるという事実を知っていただき、もう1つは、特に実践の報告というのをお互いの先生方が校内で、あるいは専門部で研究されていながら、次回の選定に向かって、よい教科書を使いながら子供たちの学力を高めていただければと、そんなふうに思っているところです。

事務局はもとより、一生懸命整理をしてみたいと思っております。

名取委員長 みんなで力を合わせて、いい八王子の児童・生徒をつくりたいと思います。

議案書をつくります間、休憩をとりたいと思います。

【午後3時15分休憩】

【午後3時46分再開】

名取委員長 それでは、再開いたします。

名取委員長 追加日程、第35号議案、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択についてを議題に供します。

本案について指導室から説明願います。

岡本学校教育部参事 先ほど御協議をいただきまして、題名でありますように、平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書の採択についてを上程するものでございます。平成16年8月11日、きょうの日付で八王子市教育委員会としての採択をお願いするものでございます。

内容は平成17年度八王子市立小学校使用教科用図書、下の方に欄がございまして、教科、種目、発行者名まで申し上げたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

教科、国語、種目、国語、教育出版株式会社、ナンバー17。教科、国語、種目、書写、光村図書出版株式会社、番号38。教科、社会、種目、社会、東京書籍株式会社、ナンバー2。教科、社会、種目、地図、株式会社帝国書院、ナンバー46。教科、算数、種目、算数、学校図書株式会社、ナンバー11。教科、理科、種目、理科、大日本図書株式会社、ナンバー4。教科、生活、種目、生活、日本文教出版株式会社、ナンバー116。教科、音楽、種目、音楽、株式会社教育芸術社、ナンバー27。教科、図画工作、種目、図画工作、日本文教出版株式会社、ナンバー116。教科、家庭、種目、家庭、東京書籍株式会社、ナンバー2。教科、体育、種目、保健、株式会社学習研究社、ナンバー197。

以上を案として上程いたします。よろしく願いいたします。

名取委員長　ただいま指導室の説明は終わりました。

本案について御質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　御質疑がなければ、御意見ございますか。

では、代表して、小田原委員。

小田原委員　先ほど協議した結果がこのようになったということで、結構だというふうに思います。先ほど齋藤さん、細野さんから附帯意見がありましたけれども、先生方に頑張っていたきたいというふうに思います。

名取委員長　ほかに御意見もないようでありますので、お諮りいたします。

ただいま議題となっております第35号議案については、説明のとおり原案のように決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

名取委員長　では、附帯意見も考慮してやっていただきたいと思います。

異議ないものと認めます。よって、第35号議案については、そのように決定することにいたしました。

名取委員長　それでは、報告事項に入ります。

学事課から報告願います。

小海学校教育部主幹　それでは、報告事項、鹿島・松が谷地域学校づくり・地域づくり連

絡協議会における協議経過について御報告させていただきます。

こちらの連絡協議会につきましては、多摩ニュータウン地区の鹿島・松が谷地域の小学校の統廃合について、保護者・地域と検討いたします鹿島・松が谷地域学校づくり・地域づくり連絡協議会が平成16年7月1日の第17回連絡協議会をもって閉会になったことについて御報告いたします。

本協議会は、お手元の資料の3ページ目でございます名簿のとおり、22名の委員が選出され、平成14年11月22日に第1回を開催して以来、平成16年7月1日の第17回、約1年7カ月をもって閉会することとなりました。その17回の協議の結果については、お手元の資料のとおりでございます。

17回における本協議会では、4回の提言を行いまして、特に平成15年1月21日の第1回提言につきましては、松が谷小、三本松小学校を統合し、当面鹿島小、松が谷小の2校が残るという内容でございまして、これを受けまして、平成16年4月1日に松が谷小、三本松小が統合され、新生松が谷小学校が誕生いたしました。

第2回提言では、松が谷小学校の施設整備に関する提言、第3回提言では、統合に際しての教育環境の充実についての提言、第4回提言では、通学時における児童の安全確保についての提言をいただきました。

本市といたしましては、協議会を継続し、松が谷小と鹿島小の1校の最終統合に向けた協議、検討を行ってほしいと、その旨協議会に働きかけましたけれども、ことしの3月の時点で、4月の松が谷小、三本松小の2校の統合をもって本協議会の役割は終わったとしまして、閉会とするということで、委員の意見の集約が行われ、16年度に入ってから第16回、17回の2回の連絡協議会で今後の方向性を検討いたしましたけれども、結局、本協議会は閉会するということになりました。

この地域の小学校の最終統合、1校に向けての統合という本市の方針は変わっておりませんので、今後どのように保護者の方、地域の方に理解を求めていくか、新しい姿の検討会ですとか協議会をどういうふうにつくっていくかというようなことで今検討中ということでございます。

以上でございます。

名取委員長　　ただいま学事課の報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

齋藤委員　　何点か教えていただきたい点があるのですが、まず最初に、私、昨年10月に

市教育委員になったわけですが、この協議会というのは、第1回を平成14年11月22日から開始して、私が教育委員になってからも何度か行われているわけです。こういう協議会というのは、もちろん行けるか行けないかということは別問題として、事務局の方々が本当に御苦労して行かれていることはわかりますけれども、私たち教育委員は第何回が何日に開かれるみたいなことを情報としていただけないのですか。

小海学校教育部主幹 大変申しわけございませんでした。連絡協議会の結論というか、意見をつくり上げているのは、意思決定過程途中ということでしたので、その折その折での事後報告というか、何回が開かれますという御連絡を差し上げなかったのは大変申しわけないと思っております。

齋藤委員 実は、私はたまたま市議会のテレビを見ていたときに、ある議員さんの発言からこういうのをやっている、そこから情報を得たのですよね。それで事務局の方に日程を聞きまして、第16回、第17回は傍聴席で傍聴させていただきました。実際に傍聴に行きますと、全然違いますよね、文章に書かれている内容と。今の説明だけで論議するのですか。

小海学校教育部主幹 意見のやりとりを紙に落としますと、このような形になるということでございます。この結果、閉会という結論が導き出されたということでございます。

齋藤委員 意見はまた後で述べさせていただくとして、ちょっと事務的なことで確認のために聞きますが、統廃合の最終決定権はだれが持っていて、どういう経緯で決定しますか。

小海学校教育部主幹 これは学校の設置条例にかかわりますことですので、最終的には市議会の議決ということになります。

齋藤委員 市議会の議決ですか。じゃあ、市議会の議決が決定ですか。

小海学校教育部主幹 最終的な決定です。

齋藤委員 最終決定。市長ではないのですね。

小海学校教育部主幹 市長ではありません。

齋藤委員 議会の出した結論が決定事項になるのですね。

坂本学校教育部長 少しプロセスを含めて御説明しますと、学校を設置するとき、廃止するとき、方向性の決定そのものは教育委員会にございます。教育委員会の、学校設置ですとか廃止といった決定を受けて、市長が条例案を議会に提出すると、それを議会が議決して最終的に成立するというふうな流れになります。

齋藤委員 なかなか難しいので、理解するのに時間がかかりますが、ちょっと平たく考え

ますと、例えば教育委員会としてこの学校とこの学校は統合の必要性ありという提言を市長に出すと。それを議会が必要ないといってひっくり返される場合ももちろんあるわけですね。最終決定はあくまでも議会が持っているという判断でよろしいですか。

坂本学校教育部長　議会が否決をするということになれば、条例が改正されませんので、そのまま残るといふ形になると思います。ただ、決定権を議会が持つというのとは少し違うと思います。自治体執行部としてこういうふうにするということを条例案として出しますので、それが否決される事態になれば、提案側の責任問題として出てくることにはなると思いますが、法的には条例が変えられませんので、新設なり廃止なりには至らないということになるかと思えます。

齋藤委員　そうすると、今、資料の中にある協議委員さんが何人かいらっしゃるわけですね。この方たちの立場というのはどういう立場なのですか。つまりこの協議会というのは、教育委員会の方から依頼してでき上がったものですね。私、一番最初の経緯がわかりませんけれども、依頼して検討していただくと。この協議会の方々は統廃合を進めてほしいとか、反対だとか、当然いろんな意見があると思えますよ。教育委員会として検討してくれと頼んでいたものを第17回で閉会しちゃったわけですね。

ちょっと私、流れがわからないのですよ。つまり教育委員会が協議会に依頼しているわけでしょう。教育委員会がちゃんとリーダーシップをとって、ここで閉会なんかされちゃ困るというべきじゃないのですか。私がPTAのときから携わっていた問題ですけど、3校を1校に統廃合するというのは平成12年のときから言っていたことですよね。私は教育委員になるなんて、まさかその当時、私、全く思っていませんけど、PTAの一員としてこの問題については見てきたつもりでいるのですね。そのことについていろんなことを検討してくださいというお願いを協議会にしたわけですね。その協議会が閉会してしまうという流れの意味が私はわからない。教育委員会としてしっかりとしたリーダーシップをとって、これは閉会されちゃ困りますと言えないのですか。

小海学校教育部主幹　資料の最初の概要のところを読み上げますがけれども、鹿島・松が谷地域の小学校の小規模化の解消として、鹿島小・松が谷小・三本松小を1校に統合するという市教委の方針が、地域・保護者の理解が得られず硬直化したということがございます。連絡協議会を立ち上げる以前に、本市の方針を地域の方に御説明いたしました。しかし、そのときに十分な理解が得られず、地域の方の御意向を無視しての強行というわけにもまいませんので、理解を得るべく、新たに地域の方、保護者の方による協議会を立ち上げ

て、その中で統廃合するに当たっては、どのような課題があるかと。もし統廃合ができるとすれば、どういう形だったらできるかということで、いろいろな代表が出ておりますので、それぞれの立場で御検討いただき、そしていい方向に持っていこうというのが連絡協議会の趣旨でございますので、あくまで協議会自体の意思をどちらの方に持っていくかというのは、協議会の中で決めていただく。そして、私ども市教委としましては、事務局ということで、資料提供ですとか、意見を求められたときには意見を申し上げます。ただし、最初に最終統合は申し上げているのですけれども、そちらの方が議論の過程の中でなかなか御理解いただけなく、2校が残ったままでの閉会というような形になってしまったということでございます。

齋藤委員　　どうも私は理解に苦しんでしまいますね。

それから、きょうの報告事項の中に入っているということは、どう理解すればよろしいでしょうか。つまり報告事項ということになってくると、今の経緯をただ聞くだけでも、すごく大変なことになっていると思っているのです、私は。少なくとも16回、17回を傍聴した中では、地域は大変なことになっているなという感想を私は持ちました。これは教育委員会が相当リーダーシップをとって、かなり一生懸命頑張らないと、地域が壊れてしまわないかなと私は心配を持っています。現実には、非常にばらばらになってきていると思いますよ。ただ報告を聞く程度では、私は済まないような気がしますけど、今後の方針というものを考えて、教育委員会はこれからどうしていくということをしっかりと協議して進めていかないと。報告を聞いているぐらいで、何とかかなりそうですか、この問題は。

小海学校教育部主幹　　おっしゃるとおり、連絡協議会での賛否といたしますか、そちらについては、ほぼ半々であったなというふうに思っております。その中で例えば50%の方に御理解いただいて、残りの50%が反対という形の中で、教育委員会として、連絡協議会という形態の中でリーダーシップがとれるかと申し上げますと、なかなか難しいかなというふうには思います。この連絡協議会につきましては、閉会してしまいましたので、先ほども申し上げたとおり、今後地域の方に御理解いただけるような形で、同じようなことになるかどうか分かりませんが、そういうような組織をつくって、より地域の方の御理解をいただくような形で私どもの方は努力していきたいというふうに思っております。

齋藤委員　　私は、本当に押し切れちゃったなというイメージを持っていてしょうがないのですよ。まだ話し合いが途中だったというイメージがすごく強いのですね。それを押し切られたというイメージを持っています。

ですから、私は、今ここで報告事項ではなくて、ほかの委員さんの御意見を聞いて、率先したリーダーシップをとって、今後この2校をどうしていくのかということ話し合っていかなきゃならないのではないかなと思うのですよ。新たな協議会をつくるにしても、教育委員会がしっかりとしたリーダーシップをとっていかないと また意見になりますけど、他の委員さんがどうお考えになっているかわからないけど、これから新たな協議会をつくろうとしても、本当に地域の方の協力を得られますか。あんな状況で閉会してしまって。地域の方は嫌がっちゃって、教育委員会がまた協議会を新たにつくろうと思っても、協力してくれる方は少ないのではないかなというイメージを持っています。ですから、教育委員会の中で2校を1校に統合するのか、当面の間、このまま2校にするのかという、はっきりとした結論を出していきながら、方向性をしっかり見据えないと、協議会をこれから新たにつくったところで、結論は出せないなという感じを私は持っています。

小海学校教育部主幹　　まず、閉会に当たりまして、この中の御意見にもありましたけれども、当面2校という言葉がございまして、当面というのをどのくらいの期間と解釈するかというのでいろいろ議論もあって、そこから先に進まなかったのです。皆様の意見の中で3年から5年後だという御意見の方もいらっしゃいましたけれども、今、私どもが考えるには、3年、5年までは待ってられないなという気はしてございます。じゃあ、いつどの時点でということになりますと、すぐに1年後です、2年後ですということはちょっと申し上げられません。また、期間だけではなくて、課題でいろいろなものが挙げられました。統合したばかりで子供は落ちついているのかどうかですとか、将来的に地域の中で住宅建設が予定されているけれども、その推移を見たいとか、それから、近隣地区で学級数の多い由木東小学校がございまして、もっと広域的に考えて通学区域などを考えるというような主張もございました。こういうものを全部総合いたしまして、これから市としてどういう姿で地域の方に御理解いただくような形で入っていけるかということは考えていきたいというふうに思っています。

小田原委員　　そもそもこの報告が何で今ごろ出てきたのかということがあると思います。今ごろ出てくるというところに問題があって、そもそも協議会が発足するところに帰結するのですね。この協議会は、私も教育委員になったときにはもうできていた。結末が混乱する形のものをつくった危惧というか、心配を持っていましたね。そうしたら、案の定ですよ。閉会したのが7月で、8月になってようやくこれが出てくるということに問題がある。先ほど課長は意思決定機関という言葉を使っていたけれども、意思決定機関なのかど

うかというのを伺いたいたけれども、そういう性格づけがあいまいな中でこれを進めて
いって、3月に役目が終わったとあって7月に閉会した。役目を終わったのかどうか、そ
こを問うているのだらうと思いますけれども、そもそもどうだったのかというところがは
っきりしないから、こういうふうになっている。今ごろ報告すること自体がやはりおかし
いだらうというふうに思います。

名取委員長 私、司会をしていてと思いますが、この議題が出たのは、齋藤委員が傍聴に行
ったと、そして、地域が大変だと、そういうことを教育委員会が把握しているのにかかわ
らず、委員会でもって報告しないということはどういうことですかということだったので
すね。それで次回までに資料をつくって御説明いたしますということで、きょうの説明に
なっていると思うのです。

小田原委員 ですから、そういう程度にしか扱っていなかったわけで、教育委員会の事務
局として、私たちの関与の仕方もそれでいいというふうに思っていた部分があったのでは
ないですか、協議会をつくった人たちは。そこをはっきりさせないとだめだと思うわけ
です。齋藤さんの疑問は解けないだらうし、齋藤さんは閉会すべきでなかったという、課長
はいずれ協議会をまたつくると言うけれども、そういう話でいいのかということですよ。

齋藤委員 つまり傍聴していた限りでは、あの協議会はまだ終わりではなかったと思っ
ているのです。必要性があるかどうかというのは別問題として、あそこで終わっちゃまずか
ったかなと思っているわけですね。終わる流れではなかったと思いますよ。正直言いまし
て、そのときもお話しさせていただきましたが、17回の協議会なんて、7時から始ま
って、終わったのは夜中の12時半ですから、皆さんもう疲れ果ててますよ。そんな中で、
何となく雰囲気的に閉会になっちゃったという、こんなイメージです。

私の個人的な意見を言わせていただければ、1学年に1クラスしかないというのは、学
校として、教育として正常な状況が行われるものではないと思っています。ほかの委員さ
んはどうお考えかわかりません。あくまで私の個人的な意見です。分校とかというのと話
が別ですから、学年に1クラスしかない学校が近くにある以上、子供たちのために統廃合
は避けられないことだと私は思うのです。その中には自分たちの地域のことがありますか
ら、賛成の方もいらっしゃる、反対の方もいらっしゃることもわかります。それを協議会
として投げかけて、協議して結論を出してくれといっても、私は結論は出せないと思っ
ているんです。だから、教育委員会が、もうこうなったら統廃合するのだと、するならす
るといって結論を出してやって、することはもう決まりだと、ただ、細かいところについて

どういう問題点があるかを考えていただきたいということだったらわかるのですよ。統廃合の必要性はどうでしょうかという協議会をつくっても、私は結論が出ないと思います。

だから、今、小海さんがこれから新たな統廃合に向かった協議会を設置するとおっしゃいますけれども、また同じことが繰り返されるだけのようになりますね。最終決定は議会に投げかけられるのかもしれませんが、教育委員会としてのしっかりとした考えというものを打ち出すべきだと思います。これは今、私の個人的な意見をどんどん言っちゃっていますので、もしかすれば、ほかの委員さんは当面2校でいいじゃないかという意見があるかもしれない。だから、まず教育委員会としては、こうなのだというものを一回論議すべきじゃないですか。過去のデータを見ると、1校にするという案は1回出しているわけですね。そのままそこで閉会してしまった、また協議会をつくるというのでは、どうも私にはうまくいくとはとても思えない。

望月教育総務課長 協議会の設立の経過について、当初の段階で教育委員会の方にきちんとした形で説明が十分なされていないということは御指摘のとおりだと思います。私自身も平成13年のころから統廃合にかかわっておりまして、実は13年2月に統廃合の方針を示しまして、その後1年10カ月ほどたって協議会が設立になったわけですが、それに至る過程は、今まさに齋藤委員さんおっしゃったように、地域に向かって何度も何度も説明会を持ちまして、教育委員会の方針について変更しないということと、教育委員会の方針の正当性ですとか、客観的な資料をつけて、相当回数説明会を重ねてきました。そういった中で説明会を重ねてきましたけれども、この文章の中で硬直化したというふうにありますけれども、賛成する保護者の方ですとか、反対する保護者の方の議論が大きなところで出ていまして、説明するにしても、例えば100人単位の方に対して説明する場面を3地域で持つとか、いろんな形で説明会をやってきましたけれども、やる中で賛成する人、反対する人とある程度グループ化してしまったということで、できるだけコンセンサスを取りながら統廃合を実施していくということは当然行政としてとるべき姿であったわけですが、教育委員会の方針を理解して何とか進めていこうという方たちの中からも、それまでのようなやり方ではなかなか進まないということで、教育委員会が依頼したということもありますけれども、真剣に考えてくださっている住民の方々から建設的な議論をしていかないとこの問題は片づかないというふうな提案もございまして、各地域の代表の方に集まっていただいて、それぞれの地域の抱えている課題を出していただくということで、14年11月に設立したという経過がございます。

それまで2校の統合すら難しかったのですけれども、協議会の中でさまざまな議論をしていただく中で、教育委員会は1校統合という方針がございましたけれども、地域の代表の方に集まっていただいて協議をして、当面という姿ではございますけれども、3校を2校に統合するという、とりあえずの成果というとおかしいのですけれども、そこまでは進められたのかなというふうに考えているところでございます。

今後の課題として、協議会に持たせた性格ですとか役割というものをさらに検証していく必要があるだろうと思いますし、ある程度理解が得られれば、行政の強い力で実施していくということも考えられるのですけれども、できるだけ地域との摩擦を起こさないような形でやれる方法は何なのかということであれば、まだ協議会という方式にはこだわっております。ただ、あり方については、御指摘のように検証して、今までの問題点がどういふところにあるのかということをも十分御議論いただき、正しいあり方というのを検証して見直していく必要があるだろうというふうに考えているところでございます。

経過のところは、今、齋藤委員さんがおっしゃったようなことで、初期の段階でそのようにやっておりましたけれども、行き詰まった段階で地域と教育委員会がそれぞれ協議してこういった会を設置したということをとりにあえずは述べさせていただきたいと思います。

齋藤委員　今の望月さんのお話を聞くと、当初から3校を1校にするという統廃合の計画については何ら変わらずに、最初の計画どおりの教育委員会としての筋は持っているという判断なわけですね。であるならば、あれは続けるべきだったろうなと。じゃあ、今の地域はどうかというと、少なくとも私が見た限り、聞いた限りでいうと、これでしばらくは2校の統廃合はないというイメージを持っているのではないですか、明らかに。17回で閉会した段階で、このまま2校で。先ほど小海さんおっしゃいましたけど、当面というのは非常にあやふやな言葉ですが、何年間かは統合しない、と。ただ、具体的な例を挙げると、旧三本松の保護者の方々は3校が1校になるということを前提として賛同したということがありますよね。そこら辺の意識の違いというのはすごく大きいと思います。

だから、今、望月さんの説明のように、教育委員会が最初決めたとおりに3校を1校にするというものが揺らいでいないとするならば、本当にいい案を考えていかないと。これからまた新しい協議会をつくるということは、賢くないやり方だと思います。また、もめるだけというイメージを持っていますけど。具体的に今どうなさるつもりなのですか。やはり協議会にこだわるわけですか。

小海学校教育部主幹　先ほどちょっと申し上げましたけれども、今後どうしていくかとい

うのは1つの形ですので、そういうものも含めてどうしようかというのを検討していきます。ですから、委員さんの方でおっしゃられたように、強いリーダーシップを発揮してというのも1つの方法かと思います。こちらについては、先ほど申し上げましたけど、いろんな課題がございますけれども、どういうふうに整理する、位置づけるかというところをちゃんと地域に説明できるような形でもう一度組み直して、地域の方に理解していただいて、どういうふうな形で最終統合ができるかというところをもう一度検証する、組み直していきたいというふうに思っています。

細野委員 これは非常に難しいのですよ。八王子全市民の税金を使っている。それから、直接的なメリットというのは、学校と地域で当然ぶつかるはずなのですね。そうすると、原則がなくて、例えばルールでどういう形であったら統廃合かというのは、機械的にやるというものを見つけていかなくちゃだめですよ。コンセンサスを得るために協議会をつくったのか、それとも、ここから提言してもらおう形で作ったのか、これを見る限りでは全然わからないですね。そこのところをちゃんとしないといけない。協議会をつくって集まってもらうのは、我々のルールを理解してもらおうためなのか、それとも彼らの方から意見をもらうためなのか、わからない。例えば3校を2校にしたことによって、どういうクラス分けになったか、全然出ていない。そうすると、数量的にだれも否定できないデータを出して、こういうことがありますから、じゃあ、こういう状況になったときには原則として統廃合しますよというルールづくりをやらないと、いつまでたってもだめですよ。その作業を早急にしてほしいのですよ。こういうことはこれからどんどん出ますよ。いつもこういうことになって、またもめちゃうのかな。初めから結論として1校に統合するということはあったわけでしょう。それが2校になってしまったこと自体が政策的な失敗です、はっきり言って。そんなことを繰り返している。そこのところをもう一回とらえる形でないと、また同じような協議会をつくっても、また同じようなことになるということを教育委員のコンセンサスとしてそう思いますね。

だから、まず1つはデータを出す。それから、どういう統廃合のルールをつくるべきか、その案を皆さんに出してほしい。当然生徒数の予測も必要です。そう考えます。

齋藤委員 私も細野委員さんのおっしゃるとおりだと思いますよ。私はたまたま傍聴に行ったから何となく雰囲気はわかりますが、何も知らなくてこのデータだけ見ると、3校が2校になったことによってどうなったかという経緯が、流れはともかくとしても、子供たちのクラス数がどうなったかというデータも全くないですよ。このデータでは、鹿島の

状況もわからない。松が谷の状況もわからない。とにかくまず子供たちのことを考えなきゃならないわけで、子供たちのことをどうしていくかということはすごく大きな問題だと思うのです。

細野先生がおっしゃっているとおり、市条例か何かで、こういう数になったら統廃合を行うというような根本になるルールを早急につくっちゃった方がいいと思います。本当に細野先生がおっしゃるとおりで、これは間違いなくほかにもまだまだたくさん出てくる。寺田のときもそう、今回もそう、2年、3年と出続けるといえるのは、地域が疲れちゃうと思います。ある程度の大前提は持って、ぱっといかないと、本当に子供がかわいそうだと思います。

だから、この問題は早急に方向を考えないと。話を聞いていると、検討していくという程度ではなくて、どう検討するかという具体案を聞きたいのです。

小田原委員 3校を2校にするといったときに、この問題はもうあったと。同じようなことを聞いて答えをもらっていたはずなのですよ。さっき当分の間という話が室長からもあったけれども、当分の間なんていうのはわからない話で、例えば学校に司書教諭を置くという法律があって、しかし当分の間置かないことができると思ったら37年も放っておかれたという経緯があるわけです。それと同じようなことをここで繰り返しやっているような気がしたから、当面の間というのはどのぐらいの間だと、またこれからどうするのかという話です。できる限り早い時期に統廃合を進めるという答えをいただいているはずですよ、細かい話は忘れちゃったけれど。だから、そういう観点でもう1回検討するみたいな話をしていたけれども、どうするかというのは1つの選択肢だなんて言わないで、そういう考え方を捨ててほしい。何で今ここに報告が求められているのかというと、結論か、途中なのか、始まりか、よくわかりませんが、きょう出されたような報告はしないでいただきたいということです。僕はそういうふうにいるわけです。

名取委員長 いろいろ意見ありがとうございました。まとめになるかどうかわかりませんが、こういういろいろな問題が発生したときに、事務局だけで悩まずに委員会にぜひ報告していただきたい。そして皆さんの知恵を結集して物事に当たっていきたいということがまず1点。

それから、統廃合については、いろいろなデータをしっかり集めていただいて、統合のあり方とか、あるいはルールづくりをしっかりとっていく必要があるということだと思います。ぜひその点を早急にしていただいて、また報告なり、あるいは協議なりをするように

進めていただきたいと思います。

ということで、よろしいですか。

成田教育長 委員長のおまとめいただいたとおりでございます。この点につきましては、私ども事務局、教育長としても努力をしまっているところでございますし、さらに今御指摘のとおりところで、早目に決めさせていただきたいと思いますが、2点ほどお話をさせていただきたいと思います。

基本的な方針について、1校統合ということには変わりはないということ再三、再四、私ども事務局は協議会に向かってお話ししたところです。ですから、あれだけの時間がかかってしまった。しかし、あのような協議会の中で、3校の保護者の思い、それから、協議会の委員の方々、地域の分裂等々を避けるという部分を一番大事に考えました。協議会の委員さん方に大いに議論していただく中で、私どもがリーダーシップを発揮するというよりも、学校づくり・地域づくり連絡協議会というところの性質上、十分に話し合ってくださいというようなことを問うてまいったところでございます。

これは少し言いわけじみてしまいますけれども、そういう中で方針は変えないまでも、新生松が谷としてスタートして2校に統合した中で、4月から新生松が谷が学校教育を始めたところであります。それを私どもはきちんと見定めながら、地域は次にどのように考えているのか、あるいは私ども教育委員会としても、学区域などの諸条件、あるいは大きい制度の流れ、あるいは私どものやっている学校選択制等々を踏まえながら、きちんとした記述をしていく必要があるだろうというふうに考えておりました。そういう中で委員さんの方からお話ありましたが、八王子市としてこれからも統廃合がありますから、そのルールづくりにも入っていかなければならないだろうと。ただ今回だけの問題ではないだろうというのを話し合っていたところでございます。

確かに報告がおくれていたりするところは大変反省しております。今後、猛反省の上に立ちまして、事務局をやらせていただきますので、よろしく御助言の方お願い申し上げたいと思います。

名取委員長 ありがとうございます。

齋藤委員 申しわけないですが、結論が見えないですよ。つまり検討はわかるのですけれども、当面というのはどう理解したらいいわけですか。どのくらいのスパンで考えていらっしゃるのかがわからない。しつこく聞きますが、じゃあ、いつまでとかというのはいけないと前にも怒られましたけれども、1校と最初から決めているというのであるな

らば、1校を目指して、具体的にどういう政策なり案なりを持たれているのか、それをちょっとお聞きしたいのですけど。

小田原委員　ただいまここで決めることだと思うのけれど、ないがしろにされているからそうなっちゃう。

成田教育長　当面ということですので、今私どもが期日をはっきりとここで申し上げれば非常に楽なものでございます。学校は4月にスタートしたばかりです。しかし、先ほど30年というようなお話もありましたが、もちろん5年やそんな先にはならないというふうには考えております。3年以上先にはならせないと思っておりますが、しかし、今、3年とかという数字がひとり歩きすることが怖いのであります。子供たちや学校教育、地域の状況を見据えて判断していきたい。それには大きく八王子としての統廃合のルールづくり、これも同時に考えなければいけないと思っております。

以上です。

細野委員　もう少し申し上げますと、こういう協議会をつくるコンセンサス、平然として位置づけたらだめなのですよ。要するに、自由な意見を聞いて、我々の言うとおりにしてくれる場として思ってもらっちゃ困るわけです。そうじゃなくて、原則として、これは統廃合ですよと、統廃合に向けて今後どういう手順をとったらいいのかということ煮詰める場が協議会なのですね。結論はもう出ているわけです。結論をここで先延ばしするとか、曲げるとか、そういう期待を持たせるような協議会をというのはつくっちゃいけないと私は附帯条件として言いたい。今まで誤解も出ているわけですよ。地域の中でいろいろな思惑がぶつかり合って、地域自身が壊れてしまうということになっているわけですから、これは行政としての責任でもあるわけです。どういうことに対して彼らに参画してもらうのか、行政はどういう形で彼らに協力してもらうのか、そのときに何が決定事項なのか、何を皆さんに決定してもらうのか、それははっきりさせなきゃいけないということを少し考えていただきたい。ルールと裁量ということでちゃんと考えなきゃいけないのですね。行政の裁量、それから、行政自身が決定したルールというのとは何か、それはちゃんと教えなきゃいけないですね。

望月教育総務課長　お言葉を返すようで大変申しわけございませんけども、13年2月から統合の方針を持って、全学年単学級について統合するという基本的な方針でスタートして、その地域として鹿島、松が谷地域もあり、それから、館ヶ丘もあり、寺田、稲荷山がありまして、2つの地域については統合が既に進んで、この地域は3校がまだ2校のまま

だということでございますけれども、今、細野委員がおっしゃったような形で、当初この地域につきましても、統廃合そのものについて協議するのではなくて、統合するための具体的な課題などを協議する統合準備会ということで設定して、地域の方に投げかけて集まっていたいただきました。館が丘の方ではそのような方向に進んだわけですが、この地域については、準備会そのものは当初から集まった段階で、そういう目的では参加できないと、あるいはとてもではないけれども協議できないということで、相当強い反発を受けて、いろんな説明会をやりながら統合準備会を探っていたのですけども、それ自体が成立しなかったという経過もございます。こちらの進め方の問題もありましたけれども、一定程度住民の理解を得ていくという上で、こちらの方も手法が不十分であったかなという反省はありながら、統合の方針に向けての模索はしていたということはちょっとつけ加えさせていただきますと思います。

小田原委員 お言葉を返す、申しわけないと言ったけど、申しわけない中身になっていない。こういうくだらない話はやめていただきたい。

要するに、こういう形になってしまったけれど、今後こういうふうにはやらないでほしいと細野さんが言っているわけだから、それに返す言葉があったら言ってちょうだい。返す言葉なんかないと僕は思いますよ。あれば言ってちょうだい。

望月教育総務課長 委員さんのいろいろなアドバイスというか、御意見も伺って、これから新たにどういう形で進めていくか、いい方法を検討してまいりたいと思います。

細野委員 ですから、統合準備会という作業だけだったらいい。それを行政の裁量で、この状況はこうだからというので、コンセンサスをまず作りましょうかと、これじゃだめですよ。曲げちゃいけないルールというのはちゃんとつくっておかなきゃいけない。どこが行政の裁量としてできるかどうか、最小限をつくらないと、いつまでもこういうことになりますよ。

小田原委員 さらにつけ加えれば、さっき教育長が当面の間については何年と言えない、数字がひとり歩きするのが怖いと言ったけれども、別に怖いわけじゃなくて、責任を持って当面の間、5年と言えないから3年だという話になってくると、3年の間に統合があるわけだから、ひとり歩きするとかしないとかいう話じゃないわけです。統廃合するなら早くすべきで、単学級の学校が統廃合の対象になりますよという話だけれども、そういう言い方をしちゃうから、また余計だめになっちゃうので、不完全だけれども、学校選択制にしているのであるならば、すべての学校が統廃合の対象になるわけですよ。だから、ほか

のところの話ですよじゃなくて、その時点でどうするのかというのは各学校が考えなきゃいけないわけだし、この2校は早い時期に統廃合するということが決まっている話だということを引きちんと言わなきゃいけないというふうに思います。

齋藤委員 私もほとんど同じ話ですけれども、少なくとも私は前の協議会がどうだったかわかりませんが、16回、17回を聞いた限りでは、教育委員会の事務局の方々も、教育長を初め、坂本部長も9割方言わればなしですよ。立場が違うというのはわかるのですよ。もちろん公的な発言になってしまうということで慎重にならざるを得ないというのもわかりますけれども、だからこそ、月に2回も定例会をやっているわけですから、私、1つの提案ですけども、報告を随時いただくことによって、例えば教育長がなかなか年数を言えないというのだったら、教育委員会の中で話し合っ、年数を何年までにしましょうといえば、自信を持って発言できると思うのです。意思がうまくとれていないから、地域の方々にずっと押されていて、事務局の方を初め教育委員会の方々は、ほとんど発言ができないというか、なさらない。私はもっと本音でがんがんぶつつかっちゃっていいと思います。随時、教育委員会の定例会で御報告し、こういうことについて質問されているけれども、こう答えていいだろうかというようなことを話し合っ一緒に進めていくということは必要だと思います、もしこういう協議会をやるのであるならば。

私は傍聴席にいただけで何も言えなかったもので、すごいストレスがたまってしまった。手を挙げて発言させてもらえなかったですけども、ずっと押されればなしで、私のイメージとしては、閉会させられてしまったという情けないイメージしか持っていません。私の見た感想としては、もっと教育委員会としてどしとした腰を据えた態度というものを見せていただきたかった。自分の発言を含めて、よく話し合いをして、教育委員会の姿勢というものを持っていたいなというふうに思いました。少なくとも16、17回の会議を見る限り、あの協議会じゃだめだと思いました。今後なるべく時間をかけずに、子供たちのことを考えて、早目に検討していただきたいと思いますけれども、よろしく願います。

名取委員長 大体結論が出たかと思います。今まで委員の皆さんが発言されたことを大事にして、早急にこの問題については解決策を立てていただきたいと、このように願っておきたいと思いますが、よろしいですね。

細野委員 報告も願います。

名取委員長 もちろん事の発端は、報告がなかったためにこういうことになったという一

因はあろうかと思しますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます
いました。

ほかに報告事項、ございますか。

以上で公開での審議は終わりますが、委員の方から何かございますか。

ほかにはないようであります。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退室願ひます。

また、事務局についても、関係部長及び参事並びに課長及び担当者のみ出席願ひます。

準備ができましたら、再開したいと思ひます。そのまましばらくお待ちください。

【午後4時35分休憩】